

別紙

諮問第1239号

答 申

1 審査会の結論

「警視庁警備規程」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「警視庁警備規程（昭和39年1月10日訓令甲第1号）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年12月4日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

一部開示決定された「警視庁警備規程」は、警備関係書類だから全部開示決定にならないことは想像ができていたし、全部開示決定を出すことも求めている。

目次部分すら一部黒塗りであり、本文に至っても黒塗りが多すぎてなんとも判別がつかねる。

警視庁による恣意的判断がなされているのではとの疑いを捨てきれない。

審査請求人はインカメラによって文書を全て見た上での主張ではないことを考慮した上で、少しでも審査請求人の要求に沿った公開箇所が増えるような形での変更決定を求める結論を出していただけることを期待する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

警視庁警備規程は、警視庁における警備警察の適正な運用を図るため、警備実施にあたり守るべき心構え、警備実施計画、警備実施要領、その他警備実施に関し、必要な事項を定めたものであり、「第1章 総則」、「第2章 警備実施の組織」、「第3章 平素における措置」、「第4章 招集及び応援」、「第5章 警備実施」、「第6章 緊急事態」、「第7章 報告連絡」及び「第8章 補則」から構成されている。

非開示部分は、第2章のうちの「第1節 警備本部」、「第2節 部隊本部」及び「第3節 部隊編成」、第3章のうちの「第2節 警備計画」、第4章のうちの「第1節 招集」及び「第2節 応援要請及び派遣」、第5章のうちの「第1節 通則」、「第2節 各種警備実施の指針」、「第3節 警備要員の心得」及び「第4節 待機及び出動」、第6章並びに第7章のそれぞれの一部である。

非開示部分のうち、第2章の非開示とした部分は、警備本部の種別、設置基準及び構成、部隊本部の種別、設置基準及び構成並びに警備部隊の編成といった、実施機関が公にしていない警備本部等の構成等に関する情報であり、これを公にすることにより、不法行為を企図する者らが警備部隊等に対して各種の対抗措置等をとるなどして、不法行為を容易ならしめるおそれがあると認められる。

第3章の非開示とした部分は、警備計画に関する情報であり、これを公にすると、不法行為を企図する者らが警備計画の裏をかいた対策をとるなど、不法行為を容易ならしめるおそれがあると認められる。

第4章の非開示とした部分は、警備要員の招集、応援、派遣等に関する情報であり、これを公にすると、警備要員を招集等する事態が発生した場合に、不法行為を企図する者らによりその招集等が妨害されるなど、不法行為を容易ならしめるおそれがあると認められる。

第5章の非開示とした部分は、警備実施上の留意事項、指針、任務等に関する情報であり、また、第6章の非開示とした部分は、緊急事態の布告が予想される場合の具体的な措置に関する情報である。これらを公にすると、警備実施の際の警備部隊の着眼点や具体的な措置等が明らかとなり、不法行為を企図する者らが、その裏をかいた対策をとるなど、不法行為を容易ならしめるおそれがあると認められる。

第7章の非開示とした部分は、警備部隊や警備本部等の編成、報告を要する事項等に関する情報であり、これを公にすると不法行為を企図する者らが対抗措置をとり、ある

いは、警備上の着眼点が明らかとなり、その裏をかいた対策をとるなど、不法行為を容易ならしめるおそれがあると認められる。

以上のとおり、本件開示請求に係る非開示部分は、警備部隊の編成、運用等及び警備計画、警備実施等に係る情報であり、公にすることにより、警備態勢、警備手法等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため非開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 1月11日	諮問
平成31年 3月19日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 7月29日	新規概要説明（第174回第三部会）
令和 元年 9月30日	審議（第175回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

###### ア 本件対象公文書及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、警備警察の適正な運用を図るため、警備実施にあたり守るべき心構え、警備実施計画、警備実施要領、その他警備実施に関し、必要な事項を定めた「警視庁警備規程（昭和39年1月10日訓令甲第1号）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、その一部を条例7条4号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」

という。)を行った。

また、実施機関は、平成30年4月17日付一部開示決定通知書において、本件一部開示決定における非開示部分の一部を開示する処分の変更を行っている。

審査請求人は、本件対象公文書の非開示部分の開示を求めていることから、審査会は、実施機関が処分の変更を行った後もなお非開示とされている部分の非開示妥当性について判断する。

#### イ 条例の定めについて

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

#### ウ 本件非開示情報について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、非開示とされている部分は、「目次」、「第2章 警備実施の組織」のうちの「第1節 警備本部」、「第2節 部隊本部」及び「第3節 部隊編成」、「第3章 平素における措置」のうちの「第2節 警備計画」、「第4章 招集及び応援」のうちの「第1節 招集」及び「第2節 応援要請及び派遣」、「第5章 警備実施」のうちの「第1節 通則」、「第2節 各種警備実施の指針」、「第3節 警備要員の心得」及び「第4節 待機及び出動」、「第6章 緊急事態」、「第7章 報告連絡」並びに「様式」のそれぞれの一部（以下「本件非開示情報」という。）である。

#### エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件非開示情報には、警備本部等の構成、警備部隊の編制、警備計画、警備要員の招集、応援要請及び派遣、警備実施、報告連絡等に関する具体的な内容が記載されていることが認められる。これらを公にすると、実施機関における警備態勢及び対処能力等が明らかとなり、その結果、不法行為を企図する者らによる、各種の対抗措置や不法行為の実行が容易になるなど、実施機関における警備警察の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、これらを公にすることにより、犯罪の予防、鎮

圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明